

## 第3章 運搬及び移送の技術上の基準

### 1 運搬の規制の概要（法第16条）

昭和34年の法改正前には、危険物の運搬については、市町村ごとにその条例で規制されていたが、危険物の移動は一般に市町村ごとの区域を超えて広範囲で行われるものであり、その技術上の基準が個々に定められているのは国民に多大なる不便を強いるものとなることから、その弊害を排除するため、昭和34年の法改正が行われ、現行の法体制になったものである。

危険物の運搬とは、車両、船舶、航空機、軌道等の輸送機関又は人力により、危険物を一の場所から他の場所へ移動させることをいう。

危険物の運搬に関しては、その貯蔵又は取扱いの場合と異なり、指定数量未満の危険物についても、法関係の規定の適用がある。これは、運搬が、貯蔵又は取扱いと異なり、製造所等の外部においても行われる行為であり、人家の密集する地域又は交通のふくそうする地域において行われることを考慮しての措置である。なお、移動タンク貯蔵所による危険物の輸送は、危険物の運搬には該当せず、危険物の貯蔵若しくは貯蔵に伴う危険物の取扱い又は危険物の移送として規制される。

### 2 運搬の技術上の基準（危政令第28条～第30条）

#### (1) 運搬容器

##### ア 運搬容器の材質（危政令第28条第1号、危省令第41条）

材質は、鋼板、アルミニウム板、ブリキ板、ガラス、金属板、紙、プラスチック、ファイバ板、ゴム類、合成繊維、麻、木又は陶磁器とすることとなっている。

一般的に容器の材質として使用されるものは、ほとんど網羅されているが、これらのうち、どの材質でもよいというものではなく、これらの材質のうちから収納する危険物に適した材質で造られている運搬容器を使用しなければならない。

##### イ 構造及び最大容積（危政令第28条第2号、危省令第42条・第43条・別表第3・別表第3の2・別表第3の3・別表第3の4）

運搬容器の構造は、堅固で容易に破損するおそれがなく、かつ、その口から収納された危険物が漏れるおそれがないものでなければならない。ここで、堅固とは、運搬時の摩擦、振動等にも十分耐えられることをいい、各性能試験等の基準に適合するものでなければならない。

運搬容器は、機械により荷役する構造を有する容器とそれ以外のものに

区分される。

(7) 機械により荷役する構造を有する容器以外の容器

この運搬容器の構造及び最大容積は、固体の危険物を収納するものにあつては危省令別表第3、液体の危険物を収納するものにあつては危省令別表第3の2に定められており、これらの表に適用する運搬容器に危険物を収納して運搬しなければならない。

危省令別表第3及び危省令別表第3の2の表に関する留意点は、下記のとおりである。

- a 内装容器と外装容器の両方の欄に記されているものは、この内装容器と外装容器の組合せで運搬することとなっていることを示している。例えば、ガラス容器のみでは危険物を運搬することができず、必ず外装容器と組み合わせなければならない。また、内装容器がガラス容器の場合、必要に応じて不活性の緩衝剤を詰めることにより、衝撃等に耐えられるようにしなければならない。
- b 最大容積とは、容器の内容積をいうものである。
- c ファイバ板箱とは、例えば段ボール箱をいう。

(イ) 機械により荷役する構造を有する容器（IBC）

機械により荷役する構造を有する容器とは、クレーン等の機械によりつり上げを行うつり具やフォークリフト等の機械により持ち上げを行うためのフォークリフトポケット等を有する容器であつて、固体の危険物を収納するものにあつては危省令別表第3の3、液体の危険物を収納するものにあつては危省令別表第3の4に定められたもので、次の構造要件を満足していなくてはならない。

- a 運搬容器は、腐食等の劣化に対して適切に保護されたものでなければならない。

腐食等の劣化に対して適切に保護されたものとは、例えば金属製の運搬容器では外部に腐食等が生じないように防食塗装等を行うこと、また内部が収納する危険物によって腐食等を受けないように適切な材料を用いるか又はコーティング等を施すことをいい、硬質プラスチック製の運搬容器では紫外線等によって材質の劣化を受けないように添加剤を用いたり、収納する危険物により浸食されないような材料を用いること等をいう。

- b 運搬容器は、収納する危険物の内圧及び取扱い時又は運搬時の荷重によって容器に生じる応力に対して安全なものでなければならない。

すなわち、通常取扱いにおいて危険物の蒸気圧によって生じる内圧に十分耐え、かつ荷役中に生じるような荷重に十分耐える材料及び

構造を有していなければならない。

- c 運搬容器の附属設備には、収納する危険物が附属設備から漏れないように措置が講じられていなければならない。

附属設備とは、収納・排出装置、安全装置、加熱装置、断熱装置、計測機器等をいい、例えば、ガス抜き口が付いている場合には、内部のガスは放出するが収納された危険物は漏れないような構造であること、加熱装置が付いている場合には運搬中の振動等によって取付溶接部分等が損傷を受けて容器本体に損傷を受けないような構造であることをいう。

- d 容器本体が枠で囲まれた運搬容器は、容器本体が常に枠内に保たれ、枠との接触により損傷を生じるおそれがなく、容器本体又は枠の伸縮等により損傷が生じないものでなければならない。

これは通常 of 取扱いにおいて生じる振動、衝撃等によって枠と容器本体とが接触することによって容器本体に損傷を生じないような構造をいう。

- e 下部に排出口を有する運搬容器は、排出口側に閉鎖位置に固定できる弁が設けられ、排出のための配管及び弁に外部からの損傷を防止するための措置が講じられ、液体の危険物を収納する運搬容器にあっては閉止板等によって排出口を二重に密閉することができる構造でなければならない。

閉鎖位置に固定できる弁とは、ピン等により閉めた状態で固定できる構造の弁をいい、外部からの衝撃による損傷を防止するための措置とは、配管及び弁が十分な強度を有する枠等で囲まれているもの、フレキシブルな配管を用いたもの等をいう。また、排出口を二重に密閉することができる構造とは、液体の危険物を収納する運搬容器にあっては、弁が事故等で開いた場合にも漏えいを防止することができる閉止フランジ等を設けた構造のものをいう。

- ウ 総務大臣が告示する運搬容器（危省令第43条第1項第1号ただし書・第2号ただし書、危告示第68条の3・第68条の3の3）

危省令別表第3、第3の2、第3の3及び第3の4に掲げる運搬容器以外の特殊な運搬容器について、総務大臣が運搬の安全上、これらの危省令別表の運搬容器と同等以上の安全性があると認めて告示したものは、危険物を収納する運搬容器として使用することができる。

- エ 乗用車により運搬する運搬容器の特例（危省令第43条第2項、危告示第68条の4）

専ら乗用の用に供する車両によって、自動車の燃料に供するガソリンを

運搬する運搬容器は、最大容積 22ℓの金属製ドラム（天板固定式）又は金属製容器でなければならない。

専ら乗用のように供する車両とは、普通乗用車、乗用の用に供する車室内に貨物の用に供する部分を有するステーションワゴン又はライトバン並びに自動二輪車及び原動機付自転車も含まれる。

オ 運搬容器の性能試験（危省令第 43 条第 4 項、危告示第 68 条の 5・第 68 条の 6 の 2）

(7) IBC 以外の運搬容器の性能試験

運搬容器は、材質、構造、最大容積の他に試験において一定の性能（危告示第 68 条の 5）を有するものでなければならない。試験は、落下試験、気密試験、内圧試験及び積み重ね試験である。

(4) IBC の性能試験

落下試験、気密試験、内圧試験、積み重ね試験に加えて、IBC の構造に応じて、底部持ち上げ試験、頂部つり下げ試験、裂け伝播試験、引き落とし試験及び引き起こし試験において一定の性能（危告示第 68 条の 6 の 2）を有するものでなければならない。

カ 性能試験が適用されない運搬容器（危省令第 43 条第 4 項第 1 号ただし書・第 2 号ただし書、危告示第 68 条の 6・第 68 条の 6 の 3）

収納する危険物の品名、数量、性状等と運搬容器等の形態等を考慮して、性能試験を行う必要がないと認められる運搬容器が定められている。

(2) 積載方法

危険物は、運搬容器に収納しなければならないが、これを運搬するには、車両に積載するので、運搬容器が適切であってもそれだけで安全な運搬ができるものではない。

次のような安全な積載方法とすること。

ア 危険物は、運搬容器に定められた安全な方法により収納して積載しなければならない（危政令第 29 条第 1 号）。

(7) IBC 以外の運搬容器

a 危険物は、温度変化等により危険物が漏れないように運搬容器を密封して収納する。ただし、温度変化等により危険物からのガスの発生によって運搬容器内の圧力が上昇するおそれがある場合は、発生するガスが毒性又は引火性を有する等の危険性があるときを除き、ガス抜き口（危険物の漏えい及び他の物質の浸透を防止する構造のものに限る。）を設けた運搬容器に収納することができる（危省令第 43 条の 3 第 1 号）。

危険物の運搬中には、温度変化、振動、揺れ等があることから、運

搬容器を密封して危険物が漏れないようにする必要がある。ただし、危険物によっては、運搬中に温度変化等によりガスが発生するものがあり、それによって運搬容器内の圧力が上昇するおそれがあることから、ガス抜き口を設けた運搬容器に収納してもよい。このガス抜き口は、単にガス抜きをするだけでは危険物の漏えいを防げないばかりか他の物質がこのガス抜き口から入り、危険を増大する恐れがあるので、危険物の漏えい及び他の物質の浸透を防止する構造のものでなければならない。

- b 危険物は、収納する危険物と危険な反応を起こさない等、危険物の性質に適応した材質の運搬容器に収納する（危省令第43条の3第2号）。

例えば、過酸化水素が重金属類と接触すると、過酸化水素が分解して酸素を放出する。このような例は、他の危険物と金属の組合せでも起こる場合がある。このような材質の容器は、危険物の性質に適応した材質とはいえないため危険である。したがって、このような組合せを事前に把握しておくことが重要である。

- c 固体の危険物は、運搬容器の内容積の95%以下の収納率で運搬容器に収納する（危省令第43条の3第3号）。

固体の収納率を100%にすると、容器の落下、衝撃等により容器が破損しやすい理由から定められたものである。

- d 液体の危険物は、運搬容器の内容積の98%以下の収納率であって、かつ、55℃において漏れないように十分な空間容積を有して運搬容器に収納する。

液体の収納率を100%にすると、液体の膨張、容器の落下、衝撃等により、容器が破損しやすい理由から定められたものである。

- e 一の外装容器には、異なる類の危険物を収納してはならない。

容器の破損により異なる類の危険物が混合して発火する等の危険な反応を未然に防止するためである。

- f 第3類の危険物は、次により運搬容器に収納する。

(a) 自然発火性物質にあつては、不活性の気体を封入して密封する等空気と接しないようにする。

(b) 禁水性物品にあつては、パラフィン、軽油、灯油等の保護液で満たして密封し、又は不活性の気体を封入して密封する等水分と接しないようにする。

自然発火性物品は空気との接触を避けなければならない、禁水性物品は水との接触を避けなければならない。なお、不活性の気体とし

ては、窒素、炭酸ガス、アルゴンガス、ネオンガス等があるが、危険物と反応しない気体であることはいうまでもない。

(イ) IBC

(ア)の例によるほか、次の収納要件が必要となる。

a 次に掲げる要件に適合する運搬容器に収納する。

(a) 腐食、損傷等異常がないこと。

(b) 金属製の運搬容器、硬質プラスチック製の運搬容器又はプラスチック内容器付きの運搬容器にあっては、2年6ヶ月以内の間に行われた気密試験（液体の危険物又は10kPa以上の圧力を加えて収納・排出する固体の危険物を収納する運搬容器に限る。）、2年6ヶ月以内の間に行われた運搬容器の外部の点検及び附属設備の機能点検並びに5年以内の間に行われた運搬容器の内部の点検において、漏れ等異常がないこと。

液体の危険物を収納する運搬容器又は圧力をかけて固体を収納・排出する運搬容器では腐食等により亀裂などが発生していれば重大な事故につながるおそれがあるので一定期間ごとの試験・点検により運搬容器の安全性が確認されている必要がある。

b 複数の閉鎖装置が連続して設けられている運搬容器に危険物を収納する場合は、容器本体に近い閉鎖装置を先に閉鎖する。

容器本体に近い閉鎖装置から順番に閉鎖することによって配管等の中に危険物が残留しないようにするものである。

c ガソリン、ベンゼンその他静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物を収納し、又は排出する時は、災害の発生を防止するための措置を講じる。

d 温度変化等により液状になる固体の危険物は、液状となった場合に漏れない運搬容器に収納する。

e 液体の危険物を収納する場合には、55℃の温度における蒸気圧が130kPa以下のものを収納する。

f 硬質プラスチック製の運搬容器又はプラスチック内容器付きの運搬容器に液体の危険物を収納する場合には、運搬容器は製造されてから5年以内のものとする。

耐用年数を定めてあるのは、プラスチックは紫外線等により劣化するためである。

なお、塊状の硫黄等を運搬するために積載する場合又は、危険物を一の製造所等から当該製造所等の存する敷地と同一の敷地内に存する他の製造所等へ運搬するため積載する場合には、規定の運搬容器に収

納しないことができることとされている。

イ 危険物は、運搬容器の外部に危険物の品名、数量等を表示して積載しなければならない（危政令第29条第2号）。

表示は、運搬する者、受け取る者、消防関係者等が危険物の内容を速やかに理解し、注意を喚起して事故の予防と事故の際の消防活動を円滑にさせるためのものである。

(ア) IBC 以外の運搬容器の外部の表示

a 危険物の品名、危険等級及び化学名並びに第4類の危険物のうち水溶性の性状を有するものにあつては「水溶性」と表示すること（危省令第44条第1項第1号）。

品名及び化学名については、例えば、塩素酸塩類・塩素酸ナトリウム、第一石油類・アセトン、ニトロ化合物・T.N.Tというように表示する。また、カリウムのように品名と化学名が同一のものもある。物質によっては、正式な化学名がかなり長くなるものがある。このような場合、厳密な意味の化学名でなく一般的な名称（通称）であつてもよい。

b 危険物の数量（危省令第44条第1項第2号）

この場合の数量は、指定数量を表す単位（容量又は重量）で表示するのが原則である。

- c 収納する危険物に応じ、次の表に掲げる注意事項を表示すること（危省令第44条第1項第3号）。

類別	品名	注意事項
第1類	アルカリ金属の過氧化物又はこれの含有物	火気・衝撃注意 可燃物接触注意 禁水
	その他のもの	火気・衝撃注意 可燃物接触注意
第2類	鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム又はこれらのいずれかの含有物	火気注意 禁水
	引火性固体	火気厳禁
	その他のもの	火気注意
第3類	自然発火性物品	空気接触厳禁 火気厳禁
	禁水性物品	禁水
第4類	—	火気厳禁
第5類	—	火気厳禁 衝撃注意
第6類	—	可燃物接触注意

【表1 収納する危険物に応じ、次の表に掲げる注意事項】

これらの注意事項の意味は、次のとおりである。

- a 禁水：水に接触させてはならない。
- b 衝撃注意：衝撃又は摩擦を与えないように注意。
- c 火気厳禁：火気注意に比較して、火気に対する厳しい注意。
- d 空気接触厳禁：空気中に露出させてはならない厳しい注意。
- e 可燃物接触注意：有機物等の可燃物を接触させないように注意。

表示の形式については、特に定められていないが、危険物の内容を速やかに理解することを考慮し、読みやすいように容器に直接書き込む、記載した紙等を貼り付ける等がある。

(イ) IBCの外部の表示

IBCには、(ア)の表示に加え、次に掲げる運搬容器の性能等に関する表示をしなければならない。

- a 運搬容器の製造年月及び製造者の名称

- b 積み重ね試験荷重
- c 運搬容器の種類に応じ、次に掲げる重量
  - (a) フレキシブル以外の運搬容器  
最大総重量（最大収容重量の危険物を収納した場合の運搬容器の総重量）
  - (b) フレキシブルの運搬容器  
最大収容重量
- (ウ) 表示事項の特例（危省令第44条第2項～第5項）

前述した表示事項は、すべての危険物の運搬容器に適用される。しかし、必ずしもこの原則どおりでなくてもよい場合もあり、次のとおり特例が定められている。

  - a 第1類、第2類又は第4類の危険物（危険等級Ⅰの危険物を除く。）の運搬容器で、最大容積が500ml以下のものについては、(ア)a及びcの表示についてそれぞれ危険物の通称名及び原則による注意事項の表示と同一の意味を有する他の表示をもって代えることができる。
  - b 第4類の危険物に該当する化粧品（エアゾールを除く。）の運搬容器で、最大容積が150ml以下のものについては、(ア)a及びcの表示をすることを要せず、最大容積が150mlを超え300ml以下のものについては(ア)aの表示をすることを要せず、かつ、注意事項について原則による注意事項の表示と同一の意味を有する他の表示をもって代えることができる。
  - c 第4類の危険物に該当するエアゾールの運搬容器で最大容積が300ml以下のものについては、(ア)aの表示をすることを要せず、かつ、注意事項について原則による注意事項の表示と同一の意味を有する他の表示をもって代えることができる。
  - d 第4類の危険物のうち動植物油類の運搬容器で最大容積が2.2l以下のものについては、(ア)a及びcの表示についてそれぞれ危険物の通称名及び原則による表示と同一の意味を有する他の表示をもって代えることができる。
- ウ 危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒し、若しくは破損しないように積載しなければならない（危政令第29条第3号）。

運搬中の落下、転倒、破損等を起こさないように防止すべきことを定めたもので、十分なロープ掛けや車両の荷台の側面よりあまり高く積まないこと等による積荷の安全を確保しなければならない。
- エ 運搬容器は、収納口を上方に向けて積載する（危政令第29条第4号）。

運搬中における収納口のふたのゆるみ、破損等による危険物の漏えいを

防止するためである。したがって、ドラム缶等を横方向に積載しなければならないこととなる。

オ 特別に定める危険物は、日光の直射又は雨水の浸透を防ぐため有効に被覆する等危険物の性質に応じて定められた措置を講じて積載しなければならない（危政令第29条第5号、危省令第45条）。

危険物を定められた容器に収納して、転倒、落下等の防止措置を講じても、数多い危険物のうちには、これだけでは安全な運搬ができないものがある。運搬中にある種の物質の危険性を増加させる要因に直射日光、雨水及び温度上昇がある。したがって、これらにより危険性が増加する物質は、これらに対する措置を講じなければならないこととなる。措置が必要となる危険物及び措置の内容は次のとおりである。

(ア) 第1類の危険物、自然発火性物品、第4類の危険物のうち特殊引火物、第5類の危険物又は第6の危険物は、日光の直射を避けるため遮光性の被覆で覆わなければならない。

被覆は、直接、運搬容器又は包装に接しないようにすること。

(イ) 第1類の危険物のうちアルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの、第2類の危険物のうち鉄粉、金属粉、マグネシウム若しくはこれらのいずれかを含有するもの又は禁水性物品は、水と反応するので、雨水の浸透を防ぐため防水性の被覆で覆わなければならない。

雨が降っていない場合も含め、常に被覆していることが望ましい。

(ウ) 第5類の危険物のうち55℃以下の温度で分解するおそれのあるものは、保冷コンテナに収納する等適正な温度管理をしなければならない。

(エ) 液体の危険物又は危険等級Ⅱの固体の危険物をIBCに収納して積載する場合には、容器に対する衝撃等を防止するための措置を講じなければならない。ただし、危険等級Ⅱの固体の危険物をフレキシブルの運搬容器、ファイバ板製の運搬容器及び木製の運搬容器以外の運搬容器に収納して積載する場合は、この限りでない。

カ 類を異にする危険物又は災害を発生させるおそれのある物品と混載しない。（危政令第29条第6号、危省令第46条、危告示第68条の7）

一の車両に運搬容器を積載する場合に、危険物の性状による危険物等の相互の危険を防止するためには危険な組合せとなる混載を禁止すること。

(ア) 混載が禁止されている危険物は危省令別表第4に掲げられている。

混載が禁止されている危険物は、類ごとの組合せにより起こる危険な化学作用（酸化性と還元性）、火災発生の際の消火の困難性等を考慮したものである。

なお、混載が禁止されている危険物であっても、その一方の類の数量

が指定数量の1/10以下の場合、混載してもよいこととされている。例えば、第4類の危険物を積載した場合に指定数量の1/10以下の第1類の危険物については同一車両に混載できる。

- (イ) 混載が禁止されている高圧ガスについて、高圧ガス保安法第2条に掲げる高圧ガスは、危険物との混載が禁止されている。ただし、内容積が120ℓ未満の容器に充てんされた不活性ガス（窒素ガス、アルゴンガス、二酸化炭素等）については、危険物との混載が認められている。また、内容積が120ℓ未満の容器に充てんされた液化石油ガス又は圧縮天然ガスについては、第4類の危険物との混載が認められる。

キ 運搬容器を積み重ねる場合一定の荷重以下となるように積載する。（危政令第29条第7号、危省令第46条の2）

危険物を収納した運搬容器を積み重ねる場合には、容器の上部にかかる荷重が当該容器の上に同種の容器を積み重ねて3mの高さとしたときにかかる荷重以下としなければならない。

### (3) 運搬方法

危険物は車両により運搬され、公道等を通行するので、交通法規に従うことはもちろんであるが、一般の車両との積載物の危険性が大きく異なるということを念頭に置いて運用しなければならない。

また、運搬する際には危険物取扱者の乗車は義務づけられていないが、安全な運搬ということを考慮し、できる限り危険物取扱者又は運搬する危険物の性質を熟知した者が乗車することが望ましい。

ア 危険物又は危険物を収納した運搬容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する。（危政令第30条第1項第1号）

危険物を運搬する場合には、路面状況の悪いところを通行しない、やむを得ずこのような場所を通行する場合には無理な運行をしない等の考慮をすることが必要である。特に、第1類又は第5類の危険物にあつては、衝撃又は摩擦に対しては細心の注意を払うことが必要である。

イ 指定数量以上の危険物を運搬する車両の前後には、0.3m平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識を掲げなければならない。（危政令第30条第2号、危省令第47条）

反射塗料とは、塗面を一方向の光で照射したとき、その入射した光の方向に向かって強く光を反射する塗料をいう。反射塗料の原理は、塗面の表面に散布固着した無色透明のガラス若しくは不溶性樹脂の微少な球（直径0.1～0.2mm）がレンズの働きをして、光を一定の方向に反射するものである。

ウ 指定数量以上の危険物の運搬途中で車両を一時停止させるときは、安全

な場所を選び、かつ、積載した危険物の保安の確保に配慮する。（危政令第30条第3号）

危険物の運搬中に車両を一時停止させる場合には、運転者又は当該車両の関係者等の監視下に置き、不測の事態等に対しても即対応できる体制を整えておくことが必要である。

エ 指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合には、その危険物に適應する第5種の消火設備（小型消火器等）を1個以上備え付けなければならない。（危政令第30条第4号）

第5種の消火設備のうち、小型消火器を備え付ける場合には、自動車用消火器にしなければならない。

オ 運搬中に運搬容器の破損等により危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれのある場合は、災害を防止するための応急措置を講じ、消防機関等に通報する。（危政令第30条第5号）

この場合の措置としては、車両を道路交通の支障とならない位置に一時停止させるとともに、車両のエンジンを一時停止し、第三者が付近にいる場合には危険である旨の注意をし、発生した事態に対応する応急措置（漏えいの防止、拡散防止、初期消火等）を講じるとともに、消防機関その他の関係機関に通報する。

なお、消防機関以外の関係機関としては、主として警察機関、市町村役場等である。

### 3 移送の技術上の基準

製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いは、一般的には位置、構造及び設備の技術上の基準に従って設置、維持された施設において、貯蔵又は取扱いの技術上の基準に従って行われるものであるが、移動タンク貯蔵所においては、危険物を貯蔵した状態で公道等を走行するという特殊性に着目して、移送の基準が規定されている。

危険物の運搬が運搬容器で行われる「運搬」に対し、「移送」は市町村長等の許可を受けた移動タンク貯蔵所で危険物を輸送することから、危険物取扱者を乗車させなければならない、移送中は危険物取扱者免状を携帯する義務がある。また、移動タンク貯蔵所に乗車する危険物取扱者は、移送の基準を遵守し、危険物の保安の確保について細心の注意を払わなければならない。（法第16条の2）

移送の基準については、次のとおりである。

(1) 始業点検（危政令第30条の2第1号）

危険物を移送する者は、移送の開始前に移動貯蔵タンクの附属装置等の点

検を行わなければならない。

- (2) 長時間移送の場合の交代運転要員の確保（危政令第30条の2第2号、危省令第47条の2）

危険物の移送をする者は、当該移送が危省令第47条の2で定める長時間にわたるおそれがある移送であるときは、2人以上の運転要員を確保すること。（危政令第30条の2第2号）

上記、危省令第47条の2で定める長時間にわたるおそれがある移送は、移送の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して、次のいずれかに該当すると認められる移送とされたこと（危省令第47条の2第1項）。

ア 一の運転要員による連続運転時間（1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）が、4時間を超える移送

イ 一の運転要員による運転時間が、1日当たり9時間を超える移送

- (3) 一時停止時の安全場所の選定（危政令第30条の2第3号）

移動タンク貯蔵所を休憩、故障等のため一時停止させる場合は、危険物保安の確保上、安全な場所を選ぶこと。

- (4) 応急措置及び関係機関への通報（危政令第30条の2第4号）

危険物を移送する者は、移動タンク貯蔵所から危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれのある場合には、災害防止のための応急措置を講じるとともに、消防機関その他の関係機関に通報しなければならない。

この場合の、通報先は危険物の運搬の場合と同様である。